

令和4年12月22日

インフルエンザの治癒対応について

◆ 根拠文書

令和4年10月28日付教保体第969号「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について」からの抜粋

- 1 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応について
(2)・・・新型コロナウイルスのほか、季節性インフルエンザについても、医療の逼迫を回避するため、療養開始に当たって又は療養期間終了後に学校に出勤、登校するに当たって、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないよう御留意ください。

◆ 本校の対応

本校の様式「治癒証明書」の発行を病院ができる場合は、治癒証明書を提出する。

本校の様式「治癒証明書」の発行を上記の理由で病院ができない場合は、本校の様式「インフルエンザ罹患報告書」を提出する。診断時の領収書・処方薬説明書・検査結果等、診断を判別できるものを併せてコピーし添付する。

◆ 参考

インフルエンザの出席停止期間

発症した後5日、かつ解熱した後2日を経過するまで